小樽商科大学札幌サテライト運営委員会規程

(平成17年3月22日制定)

(設置)

第1条 小樽商科大学札幌サテライト規程第5条第2項の規定に基づき,小樽商科大学札幌サテライト運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 管理運営に関する事項
 - (2) 施設及び設備の利用及び整備に関する事項
 - (3) その他札幌サテライトの管理運営に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 各学科等から選出された教員 6名
 - (2) アントレプレナーシップ専攻から選出された教員 1名
 - (3) 学長が指名する者 若干名

(委員の任期)

- 第4条 前条に掲げる委員の任期は、2年とする。
- 2 前条第1号及び第2号に掲げる委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、 前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、第3条に規定する委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。 (議事)
- 第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (委員以外の者の出席)
- 第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。 (事務)
- 第8条 委員会の事務は、教務課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、委員会が定める。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。